札経企第 2206 号
令和２年(2020 年)11 月 27 日

札幌市内経済関係団体　御中

札幌市長　秋元　克広

**北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る**
**「集中対策期間」延長に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて**

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和２年 11 月７日から同月 27 日までの期間を「集中対策期間」として、道民に対する行動変容及びすすきの地区における営業時間短縮等の協力要請を行っているところです。

しかしながら、札幌市を中心とした感染状況が収束に至っていないことから、このたび、北海道が「集中対策期間」を 12 月 11 日まで延長することを決定いたしました。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に集中的に取り組むことが不可欠な状況となっております。

つきましては、貴団体に加盟する企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

【本通知文に関する問い合わせ先】
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課　高田、片岡
℡011-211-2352

札経企第 2206 号
令和２年(2020 年)11 月 27 日

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長　秋元　克広

**北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る**
**「集中対策期間」延長に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて**

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和２年 11 月７日から同月 27 日までの期間を「集中対策期間」として、道民に対する行動変容及びすすきの地区における営業時間短縮等の協力要請を行っているところです。

しかしながら、札幌市を中心とした感染状況が収束に至っていないことから、このたび、北海道が「集中対策期間」を 12 月 11 日まで延長することを決定いたしました。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に集中的に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

**１　北海道の感染拡大防止に向けた要請内容の概要　※札幌市における要請内容**

| | 令和２年 11 月 17 日付け要請(前回) | **令和２年 11 月 26 日付け要請(今回)** |
|---|---|---|
| **対策期間** | 令和２年 11 月７日（土）<br>～同年 11 月 27 日（金） | **令和２年 11 月 28 日（土）<br>～同年 12 月 11 日（金）** |
| **市民・滞在している方** | ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛<br>・すすきの地区における 22 時から翌５時まで、酒類を提供する施設の利用自粛<br>・体調が悪い場合の外出自粛<br>・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用<br>・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底<br>・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用 | ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛<br>**・市内の接待を伴う飲食店の利用自粛**<br>**・すすきの地区※**における 22 時から翌５時まで、酒類を提供する施設の利用自粛<br>・体調が悪い場合の外出自粛<br>・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用<br>・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底<br>・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用 |

| | | |
|---|---|---|
| 事業者 | ・すすきの地区の接待を伴う飲食店・酒類提供を行う施設に対する営業時間等の短縮<br><br>・新北海道スタイル、感染防止対策の再確認と徹底 | ・**市内の接待を伴う飲食店に対する休業**<br>・**すすきの地区※**の酒類提供を行う施設に対する営業時間等の短縮<br>・新北海道スタイル、感染防止対策の再確認と徹底 |

※　南３条から南８条まで、西２丁目から西６丁目までの区域
（狸小路については、１丁目から７丁目までの狸小路に面する区域）

## ２　事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、以下⑴～⑹について、取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知の徹底をお願いいたします。

⑴　感染リスクを回避できない場合における自粛要請

札幌市内で、感染リスクを回避できない場合におかれましては、不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えるようお願いいたします。

**とりわけ、国における Go To トラベル事業の対象から、札幌市が除外されたことなどを踏まえ、市外との往来については、改めてその必要性を慎重にご判断いただくようお願いいたします。**

【感染リスクを回避できない場合の例】
- 新北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- 密閉された屋内における人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- 飲食の場における大人数(例えば 5 人以上)の集まり、マスクをしない大声での会話、2 時間を超える長時間の飲食

⑵　市内における接待を伴う飲食店の休業要請及びすすきの地区における営業時間等の短縮協力要請

対象となる事業者の皆さまにおかれましては、別紙「事業者の皆さまへのお願い」をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

⑶　新北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる新北海道スタイル（従業員による「新しい生活様式」、事業者における「７つのポイントプラス１」の取組）を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、新北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

（URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm）

⑷　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

（URL:https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html）

なお、策定にあたって参考としております感染拡大予防ガイドラインは、以下の内閣官房のホームページに一覧がございます。

（URL：https://corona.go.jp/）

⑸　北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ（COCOA）の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」（北海道）や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム（北海道ホームページ）】

（URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm）

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省ホームページ）】

（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html）

⑹　その他

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、以下ア～コについて、特に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ア　家族以外との会食は、なるべく控えること。

イ　必要な場合でも、４人以内の少人数での会食にとどめること。

ウ　外出や会食等により人との接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける、2 時間以上に及ぶ飲食は控える等の感染対策を行うこと。

エ　**春の緊急事態宣言下における状況と同様に、**在宅勤務（テレワーク）、時差出勤をより一層徹底すること。

オ　従業員の健康状態（体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等）を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤させないこと。

カ　感染リスクが高まる行為は極力控えること。

キ　高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。

ク　新北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用を自粛すること。

ケ　**札幌市内の接待を伴う飲食店の利用を控えること。**

コ　札幌市中央区のうち、南３条から南８条まで、西２丁目から西６丁目までの区域（狸小路については、１丁目から狸小路７丁目までの狸小路に面する区域）において、22 時から翌日５時まで、酒類を提供する施設の利用を控えること。

## ３　参考

⑴　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

（URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm）

⑵　職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）

以下の札幌市のホームページにおいて、職場において注意すべき事項をまとめておりますのでご確認ください。

（URL：http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/poster_office_covid-19.pdf）

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。（URL：http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf）

■すすきの地区における営業時間短縮等の協力要請に関する問い合わせ
お問い合わせ専用ダイヤル　　℡0570-200-105
（土曜・日曜・祝日を含む毎日開設　開設時間８：45～17：15）
■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ
札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口　　℡011-632-4567
■当通知文に関する問い合わせ先
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課　高田、片岡　　℡011-211-2352

# 事業者の皆さまへのお願い

**11月27日までの集中対策期間において、**
**ご協力いただき誠にありがとうございます。**
**札幌市における感染拡大が続いている状況を鑑み、**
**集中対策期間を12月11日まで延長することといたしました。**
**事業者の皆さまにおかれましては、**
**引き続き対策へのご協力をお願いいたします。**

## ○協力要請の概要

■期間　11月28日(土)から12月11日(金)まで の2週間

■対象施設（対象区域）と要請内容

**札幌市内**

・接待を伴う飲食店
（キャバレー、ホストクラブ等）

→ 休業

**すすきの地区※**

・酒類提供を行う飲食店
（バー、ナイトクラブ等）

→ 営業時間を短縮

営業時間は
「午前５時から午後10時まで」

・酒類提供を行うカラオケ店
・酒類提供を行う料理店等
（居酒屋、ラーメン店、そば屋等）

→ 酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は
「午前５時から午後10時まで」

※南３条から南８条まで、西２丁目から西６丁目までの区域
（狸小路については、狸小路１丁目から狸小路７丁目までの狸小路に面する区域）

**新北海道スタイルに基づく対策を徹底**

**よくあるお問い合わせ**

Q「接待を伴う飲食店」とは何か？

A　風営法第２条第１項第１号に該当する営業を行う店舗

※支援金の申請の際には、風営法の風俗営業許可の許可証の写しを提出いただく予定です。

■協力支援金　概要について、裏面に記載しております。

## ○お問い合わせ

■ 専用ダイヤル
開設時間　８：４５～１７：１５（土曜・日曜・祝日を含む毎日）
電話番号　０５７０－２００－１０５

■ ホームページ（札幌市公式ホームページ内）
すすきの地区における営業時間短縮等の要請について
（http://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/tsuika_yosei.html）

## ○協力支援金の概要（28日以降分）【第２回支援金】

### ■支援金

・接待を伴う飲食店
　⇒１施設（店舗）あたり　60万円

・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等
　⇒１施設（店舗）あたり　30万円

**【主な条件】**

**原則、11月28日(土)～12月11日(金)の全期間において要請に応じること**
**（新たにご協力いただく事業者などは11月30日(月)から）**

**※申請の受付開始は、12月14日(月)以降を予定（詳細は後日公表）**

▶第１回支援金と同様に、休業・営業時間短縮等に取り組んでいただいたことがわかる書類や、営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

## ○27日までの支援金の一部変更について【第１回支援金】

**11月27日(金)までの集中対策期間において、ご協力いただいた事業者に対する支援金について、制度の一部が変更となっております。**

※すでに申請書をお持ちの方は、そのまま使用できます。
※提出いただく書類に変更はありません。

■ **支援金　　１施設（店舗）あたり　20万円**　　※下線部は変更箇所です。

※複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、申請いただいた施設数に基づいて支給金額を計算いたします。

■ **受付期間　令和２年12月１日(火)～令和３年１月８日(金)【消印有効】**

**変更の詳細については、ホームページに掲載のほか、12月１日(火)から、市役所本庁舎１階パンフレットコーナー、各区役所などで配布している申請書類をご確認ください。**

【配布場所】
・市役所本庁舎１階パンフレットコーナー　・各区役所
・豊水まちづくりセンター　・西創成まちづくりセンター

| 11/７(土)～11/27(金) | 11/28(土)～12/11(金) |
|---|---|
| 11/7～11/27の協力要請 | 11/28～12/11の協力要請 |
| **対応する支援金【第１回】**<br>１施設（店舗）あたり　20万円 | **対応する支援金【第２回】**<br>・接待を伴う飲食店<br>１施設（店舗）あたり　60万円<br>・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等<br>１施設（店舗）あたり　30万円 |
| 受付期間<br>12月１日(火)～１月８日(金) | 受付期間<br>12月14日(月)以降の受付を予定 |